#### 市民体育館廃止・解体に係るスケジュール及び 改修後の総合体育館利用形態案に係る説明会次第

日時:2023年10月4日(水)19:00から 場所:豊岡市役所本庁舎2階大会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 説明事項
  - (1) 市民体育館の廃止・解体に係る関連スケジュールについて
  - (2) 総合体育館リニューアルオープン後の利用形態(案)について
- 4 質疑応答

5 閉会



■市民体育館関連スケジュール(予定)

- 1 市民体育館利用可能期限2024年12月末まで
- 2 解体工事に係るスケジュール
  - (1) 解体工事実施設計 2023年11月から2024年7月
  - (2) 解体工事 2024年末から2025年上半期中

1

## ■総合体育館関連スケジュール(予定)

1 長寿命化改修工事 2024年2月末まで

2 備品・物品等搬入 2024年2月から3月

3 リニューアルオープン 2024年4月1日

※新利用形態適用開始

4 火曜休館見直し 2025年1月

2

3

## ■市民体育館機能移転に関連する説明・調整

#### 【説明会の実施】

2023年8月9日 市民体育館の方向性

10月4日 スケジュール・総合体育館リニューアル

オープン後の利用形態案

2024年1月 総合体育館リニューアルオープン後の利用

形態(豊岡市立体育施設の設置及び管理に

関する条例改正内容)

※上記に加え、ホームページ・市広報等でも関連情報を開示

3

#### ■市民体育館機能移転に関する説明・調整

【市民体育館・総合体育館の並行運用】 2024年4月1日から12月末まで

【利用団体間調整】 2024年7月から11月ごろまで ※必要に応じ随時

4

5

### ■機能移転に係るその他の対策

【施設利用にかかるオンライン化検討(予定)】

2024年8月から年度末 システム導入構築・試験運用

2025年4月から システム本格運用

【備品の再配備】

2024年12月から 市民体育館備品(卓球台等)について

必要に応じ他の体育館に再配備

【他所管体育館との連携強化】

市民体育館廃止後を見据え、県立学校等の学校開放等について、随時継続し協議・検討を進める。

5

総合体育館リニューアルオープン後の利用形態案について

1

## 現状・課題

- ・廃止、解体する市民体育館の機能を、現在の総合体育館の利用形態のまま移転しようとした場合、面積・時間とも利用に係る自由度が低く、効率化が図れない。
- ・総合体育館の利用申請データを見ると、約75%が減免対象団体もしくは個人利用となっている。(安価な利用がノーマルな状況となっている)

1

## ■ 狙い・目的

- ・利用者にとって、使いやすい
- ・利用者にとって、わかりやすい ※(事務軽減につながる)。
- ・持続可能な施設の利用ルールを確立

2

3

## ■ 見直しのポイント【利用時間】

#### 【利用時間区分】

・現行、午前・午後・夜間の3区分としている利用時間区分を1時間単位化することで、真に必要な時間にあわせた利用を可能とする。

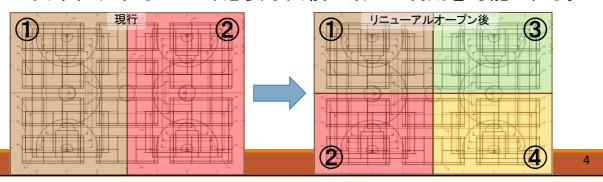


.3

## ■ 見直しのポイント【施設区分】

#### 【施設利用区分】

・現行、全面・半面の2区分としている施設利用区分を1/4面単位化することで、必要な面積に沿った利用を可能とする。



5

## ■ 見直しのポイント【減免制度】

#### 【使用料減免】

- ・総合体育館については申請者の大半が減免団体もしくは個人利用となっている。
- ・減免制度については、利用者サイドは減免を受けるため、特定の団体への所属を要す、施設サイドは減免可否の判断に時間を要するなど、運用に課題がある。



条例に沿った通常の利用料金を、あらかじめ低めに設定することにより減免制度を廃止する。

※利用申請の平易化、減免申請・許可業務の削減にもつながる。

5

## ■ 見直しのポイント【使用料①】

#### 【基本的な考え方】

・大規模改修等を行った場合、本来であれば改修内容・規模に合わせ使用料増額を行うこととなっているが、市民体育館利用者の円滑な機能移転・激変緩和の観点から、総合体育館リニューアルオープン後の使用料の増額については、極力低廉にとどめる。

#### 【冷暖房】

・冷暖房割増しについては廃止し、通常の使用料金に含めることとする。

※利用区分の細分化(1/4面利用)する中で、冷暖房の部分的な使用は不可能であるため、設備導入費も含め、上記の考え方で整理を行う。

#### 【目的外·市外者】

・減免制度を廃止し、使用料金を低額に抑えたため、目的外及び市外者割増しについては現行の1.5倍から2倍に引き上げる。

※ただし、但馬地域内のこども(中学生以下)のスポーツ活動を目的とした団体が利用する場合には市外者割増しは適用しない。

6

#### 7

# ■ 見直しのポイント【使用料②】

#### 【その他】

- 学校部活動利用減免の見直し
- ・早朝・深夜料金の見直し
- ・付属設備料金の見直し
- ・個人利用の見直し
- ・利用料金徴収の時期の見直し

## ■ リニューアル後の総合体育館使用料(案)

	Ŧ	見行料金(現行区分)	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
市民体育館 アリーナ	1,700円	3,000円	4,700円
アリーナ全面	4,400円	7,600円	12,000円
総合体育館アリーナ半面	2,200円	3,800円	6,000円

		見直し後料金(1H)	
	9:00~12:00	12:00~18:00	18:00~22:00
アリーナ全面	1,000円	1,200円	2,000円
アリーナ半面	500円	600円	1,000円
総合体育館 アリーナ1/4面	250円	300円	500円

8

9

## ■ 使用料のイメージ

### 【総合体育館の現行使用料と新使用料案の比較】

利用内容	現在の利用料 ※半額減免 (正規の利用料)	見直し後 の利用料	増減額 ※半額減免 との比較	増減率
午前 9~12時 半面利用	1,100円 (2,200円)	1,500円	+400円	+36.4%
夜間 19~21時 半面利用	3,000円 (6,000円)	2,000円	一1,000円	-33.3%

※施設大規模改修に係る料金見直し及び冷暖房割増し廃止による平準化により、減免利用の場合、単純比較する と使用料は上昇するが、必要な時間・面積の等、利用方法によっては安価となる。

9

			2023年度													2024年度																			
項 目	4月	5月 下上中		6月	7月上中-		明 玉	9月		10月	11月	т <sub>Е</sub>	12月	1月	2月			4月	5 <i>)</i>	下上	月	7月	T +	8月	9		10 J	下上	1月	12月		1月	2,	月	3月
1 市民体育館	1 +   +	1 1 7	1, 7	+ 1			<del>+</del>	<u> </u>	1, 1	T 1	<u> </u>	11 -	- + 1	1			+ 11 +	7 1	1 - 1	11 -	<del>T</del>   I'	<u> </u>	1 -		1-1-	- 11 -	<u> </u>	1,17	<del>+ 1'</del>	1 7	11 -	-	1	1112	1 1
(1) 利用可能期間																															12	<del>/ /</del> 2月末陽 / /	オース 引館 ゲ		$/\!/$
(2) 解体工事実施設計															解体工事	事実が	施設計																		
(3) 閉館																																			
(4) 解体工事																																解体工事	≨ ~20	25年度上	:半期
				+													+																		
2 総合体育館																																			
(1) 利用可能期間		$/\!/\!/$	M	//		$/\!/$	$/\!/\!/$	///	$/\!/$	//	$/\!/\!/$	//	$/\!/\!/$	$/\!/$	$\mathbb{W}$	//	// <b>「</b>		正条例 用形態	適用開始 等見直し											•		(正条例)		
(2) 長寿命化改修工事					長	<b>寿</b> 命(	<b>化改修</b>	工事	によ	る休館	i i																								
(3) 備品搬入															物品	搬入																			
(4) リニューアルオープン																																			
(5) 火曜日休館見直し ※市民体育館閉館後																																			
3 利用者をはじめとした市民の皆様への 周知・調整																																			
(1) 市ウェブサイト・SNS	●総体	工事及び付	代替施設	案内(	(3月~)		●方台	可性		●スケシ	ジュール			●条例	見直し内容	及びカ	施行日			*\	降も必	み要に応	じ随	時											
(2) 市広報											スケジョ		<i>/</i>	•	条例見直	し内容	容等																		
(3) 総合体育館・市民体育館定期利用団体間 の調整機会の設定等																	必	要に応し	じ随時										>						
4 利便性向上のためのその他の対策																																			
(1) 施設予約管理システム導入検討	<b>※3/6</b> ∼2	7第1回F	RFI					●9/5~	~26第	2回RFI									発注						シ	ステム	導入	構築(約	96ケ	月)					
(2) 県立学校等他の体育館との連携強化																		協	議・検	討											>				